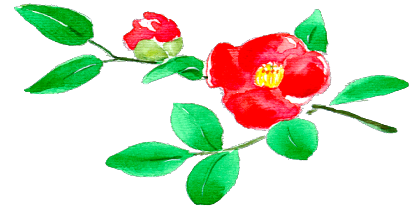




単独交通事故等の 当事者とその家族 の方へ

ぐんまけんけいさつ



は じ め に

このパンフレットは、単独交通事故で負傷された方や、過失が大きく自賠責保険における無責事故（※後述します）となる可能性がある方、及びその家族の方 に

- 警察の支援制度とはどのようなものか
- 警察が事故当事者やその家族の方にお問い合わせすることは何か
- 処罰を受けることがあるのか
- 自動車保険制度の適用はあるのか

などをお知らせし、皆さんの手助けとさせていただくものであり、少しでもお役に立てば幸いです。

いつでもお気軽にご相談ください

担当者は

警察署 交通課 係

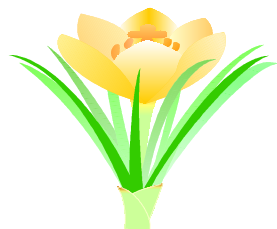
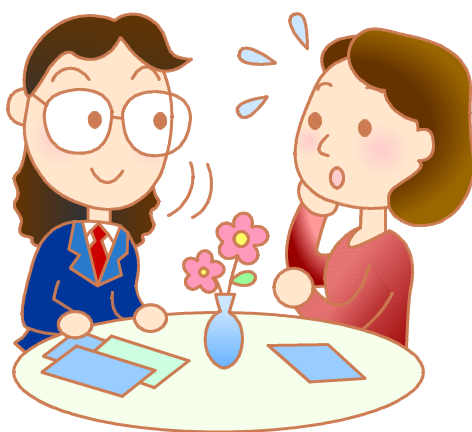
氏 名

電 話

です。

～ 目 次 ～

- 1 警察からの支援などはあるのですか・・・・・・・・・・ 1
～ 支援と連絡の制度 ～
- 2 交通事故捜査へのご協力のお願い・・・・・・・・・・ 2
～ 事情聴取や実況見分 ～
- 3 自動車保険などについて・・・・・・・・・・ 3
～ 補償と保険の制度 ～
- 4 援助や救済制度・・・・・・・・・・ 7
～ 援助や救済の内容 ～
- 5 警察以外の相談窓口・・・・・・・・・・ 10
～ 関係機関からのアドバイスとカウンセリングの機関 ～



1 警察からの支援などはあるのですか

警察では、交通事故の被害者やその家族の方に対する支援と連絡を行う制度があります。

指定被害者支援要員制度

交通事故が発生して間がない、精神的に動揺されている被害者やその家族の方に、警察職員が付き添うなどして、交通事故の状況の説明や不安に思うことなどについて相談を受けるなどの活動を行っております。

被害者連絡制度

交通事故の被害者やその家族の方等は、事故の捜査はどうなっているのかについて、大きな関心を持っておられると思います。

警察では、このような関心に応えるために、その事故を担当している捜査員等が被害者やその家族の方に対して、次のような情報をお知らせしております。

- 相手方の住所、氏名及び年齢等
- 交通事故の発生日時、場所
- 捜査状況

などに関する情報をお知らせしております。

被害者やその家族の方の中には、事故のことを思い出したくないので知らせないで欲しいという方もおられると思います。その場合には、担当捜査員にお話してください。



警察の相談窓口

被害者の方等に対する援助については、警察においても専門的な立場から相談に乗っております。その窓口を紹介しますので、参考にしてください。

① 警察総合相談電話(各種の警察相談の受付)

- 警察安全相談室 TEL 027-224-8080
#9110
FAX 027-224-8888



② 交通事故に関する警察の相談窓口

- 警察本部交通指導課 TEL 027-243-0110 【内線 5142】

2 交通事故捜査へのご協力をお願い

警察は、交通事故が発生した場合には、次のような捜査を行います。

事情聴取

事故当事者の方からは事故の状況や事故の届出をした状況などについて、ご家族の方からは事故当事者の方に関する事柄などについて、担当の警察官が詳しくお聞きします。供述調書を作成することもあります。



事故当事者やその家族の方の中には、思い出したくないこと、言いたくないことなどがあるかと思いますが、事情聴取は事故の原因究明に欠くことができないものですので、ご協力をお願いします。

実況見分

実況見分とは、警察官が

- 交通事故の現場
- 被害者が着ていた服や事故車両

などの状況について詳しく調べて、事故の状況や原因を明らかにするものです。

事故当事者やその家族の方には、実況見分に立ち会っていただくことがあります。また、事故当時に着ていた服などは、事件の真相究明につながる証拠品として提出していただくこともあります。

これは、公判等において重要な証拠となります。



事件送致

大きな怪我を負っていても、事故を起こした過失が存在すれば、検察庁に送致され、刑事処分や行政処分を受けることがあります。

また、死亡した場合でも、検察庁に送致される場合があります。

刑事事件として送致されることと、民事補償とは別個の問題となりますので、ご理解をお願いします。

3 自動車保険などについて

交通事故の被害者への保障制度は、次のようになっています。



自賠責保険（共済）と任意保険（共済）

自動車保険には、強制保険と呼ばれている自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）と任意保険があり

- 自賠責保険は、交通事故による被害者やその家族の方の保護を図る目的で、車1台ごとに加入を義務付けられている保険
- 任意保険は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険で、次のようになっています。

自 賠 責 保 険		対 比	任 意 保 険						
加入しなければならない(義務)		加 入	任 意						
人身損害だけ		対 象	人身損害と物損						
<table><tr><td>死 亡</td><td>3, 0 0 0 万円</td></tr><tr><td>傷 害</td><td>1 2 0 万円</td></tr><tr><td>後遺障害</td><td>75万～4, 000万円 (1～14の障害等級による)</td></tr></table>		死 亡	3, 0 0 0 万円	傷 害	1 2 0 万円	後遺障害	75万～4, 000万円 (1～14の障害等級による)	支払い 限度額	保険契約の限度額までの補償
死 亡	3, 0 0 0 万円								
傷 害	1 2 0 万円								
後遺障害	75万～4, 000万円 (1～14の障害等級による)								

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害賠償額が限度額を上回ったときは、上回っている分は任意保険により補償されることとなります。

例えば、死亡事故で損害賠償額が7, 000万円となった場合、自賠責保険で上限3, 000万円が補償(てん補)され、不足分の4, 000万円は加害者側が加入の任意保険(全額又は一部)で補償されます。未加入の場合、加害者の負担となります。

損害賠償額
7, 000万円

支払

自賠責保険(共済)で補償
上限3, 000万円まで

支払

不足分の4, 000万円は？

- 任意保険加入 契約の範囲内で補償
- 任意保険未加入 加害者の負担

自賠責保険金が支払われない事故

1 単独事故

電柱やガードレールに自ら運転する車やバイクを衝突させ、自らが負傷した事故など。

2 無責事故

死傷した者の責任で発生した事故（＝無責事故）の場合は、自賠責保険の支払い対象にはなりません。

【無責事故の事例】

- 車Aが脇見運転により、停止中の車Bに追突した場合の、車Aの運転者の死傷
- 車Aが信号無視で車Bと衝突した場合の、車Aの運転者の死傷
- 車Aがスピードの出し過ぎでカーブを曲がり切れずに対向車Bに衝突した場合の、車Aの運転者の死傷

3 その他

自分の所有する車を友人などに運転してもらい、そこに自分が同乗していて単独事故にあった場合など。

※ 実際に支払いが受けられるか否かは、個別の事故を審査して判断されますので、損害保険会社などにお問い合わせください。

請求できる期間

請求区分	い つ か ら	いつ（時効完成）までに
傷 害	治療を終えた日	事故発生から 3 年以内
後遺障害	症 状 固 定 日	症状固定日から 3 年以内
死 亡	死 亡 日	死亡日から 3 年以内

※ 但し、平成22年3月31日以前に発生した事故については、請求できる期間は2年以内となります。

※ 症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなったときを言い、医師により判断されます。

任意保険による補償

自賠責保険金が支払われない事故であっても、加入している任意保険の内容により補償が受けられる場合があります。

自分や家族が加入している全ての任意保険について、補償が受けられるかどうか、保険会社に確認しましょう。

1 自損事故保険

単独事故や死傷者の責任で発生した事故の場合に保険金が支払われます。

自損事故保険は、対人賠償保険に加入すると自動付帯されます。

2 人身傷害補償保険

人身傷害補償保険は、事故によって車に乗っていた人が死亡したり怪我をした場合に、その責任、過失割合にかかわらず「実損害額」の保険金が支払われます。

3 搭乗者傷害保険

車に搭乗中の人が、死亡又は傷害を負った場合に保険金が支払われます。

搭乗者とは、運転手と同乗者を指します。

4 ファミリーバイク特約

125cc以下のバイクを運転中に交通事故で負傷した場合、バイク自身の任意保険が無くても、本人もしくは家族の加入している他車の任意保険にファミリーバイク特約がなされていれば、保険金が支払われます。

5 その他の傷害保険

一般の生命保険・傷害保険であっても、契約内容によっては補償を受けられる場合があります。

※ 保険金請求の具体的な手続きについては、各損害保険会社にお問い合わせください。



事故後速やかに連絡



健康保険による治療

自賠責保険金が支払われない事故で、任意保険にも未加入の場合は健康保険で治療を受けることができます。

交通事故による負傷の治療を健康保険で受けるためには、治療を受ける病院や加入している健康保険組合等に届け出が必要になります。

対物賠償について

交通事故により破損させた車両や物品の補償は、任意保険の対物賠償保険・車両保険等でしかできません。

任意保険に加入していなければ、実費での支払いになります。

その他の賠償請求

自動車による人身事故の損害賠償責任については、自動車損害賠償保障法第3条に定めがあり、被害者やその家族の方は、加害者本人のほかに、自家用自動車の所有者や運送事業者等に対して財産的損害、精神的損害の賠償請求を行うことができます。

損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続きに従って行われるもので、刑事手続きとは別個のもので、警察が直接関与することができないことをご理解ください。

※ 交通事故に関する損害賠償請求方法等についてのご相談は、「各種相談窓口」に記載されている各機関にお問い合わせください。

4 援助や救済制度

交通事故の被害者やその家族の方に対する援助・救済制度については、次のようなものがあります。

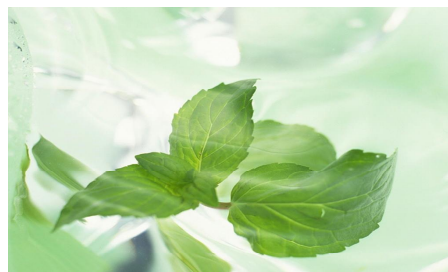
1 福祉制度

(1) 官公庁が行うもの



名 称	内 容
福 祉 制 度	交通事故により父親を亡くしたため母子家庭となった場合に、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付などを受ける場合があります。 また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている人に対しては、困窮の程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。 窓口：市区役所・町村役場、福祉事務所
公 営 住 宅 へ の 優先入居	交通事故により収入が減少し生計維持が困難となった場合、現在居住している住宅又はその付近において交通事故が起きたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合などに、公営住宅への優先入居ができる制度です。 窓口：公営住宅管理担当窓口

※ 詳しいことは関係する機関等にお問い合わせください。



(2) 各種援助・救済機関が行うもの

名 称	内 容
(独)自動車事故 対策機構 (NASVA) Tel03-5608-7560 〔本部が東京に あるほか、各 都道府県に支 所があります。〕	中学卒業までの交通遺児や重度後遺障害者の子弟への生活資金・育成基金の無利子貸付等、下記のような被害者援護事業を行っています。 ① 事故により常時又は随時の介護が必要な重度後遺障害が残った方への介護料給付 ② 事故により重度後遺障害が残った方が病院や福祉施設に短期で入院・入所する費用の助成 ③ 脳損傷による遷延性意識障害者が長期に入院できる療護センターの運営 ④ 交通遺児又は重度後遺障害者の子弟への育成資金として生活費等の無利子貸付 ⑤ 介護に係る相談、交通遺児の生活相談等の受付
(公財)交通遺児 等育成基金 Tel03-5212-4511 フリーダイヤル 0120-16-3611	① 交通事故で父(母)親を亡くした16歳未満の交通遺児が、損害賠償金などから拠出金を払い込み「交通遺児育成基金制度」に加入。これに国と協力団体が負担する援助金・援助金で支援し、交通遺児が満19歳になるまで、年齢に応じた一定額の育成給付金を年4回支給する事業を行っています。 ② 生計の苦しい、交通遺児家庭または保護者が交通事故で重度障害を負われ、子弟(いずれも中学生以下)のいる家庭に、「越年資金」、「入学・進学支度金」などを無償給付する支援給付事業(社会福祉事業)も行っています。
(公財)交通遺児 育英会 Tel03-3556-0771	交通遺児や交通事故により重度の障害が残った方の子弟に対する奨学金(無利子)の貸与事業を行っています。貸与対象は高校生、専門学校生、短大生、大学生、大学院生等です。
(公財)佐藤交通 遺児福祉基金 Tel027-224-2007	交通事故等により保護者を失った群馬県内に居住する0歳から大学生までを対象に奨学手当の給付等を通じ支援を行っています。
日本司法支援 センター(愛称 群馬法テラス) Tel050-3383-5399	被害者等の支援に詳しい弁護士や犯罪被害者支援団体等に関する情報の無料提供や、資力の乏しい方のために、無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替えなどを行います。

(一財) 道路厚生会 Tel03-6674-1761	東日本・中日本・西日本高速道路株式会社の各社が管理する道路において交通事故（原因・過失の有無は問わず）により死亡された方のお子様で経済的な理由から修学困難な高校生等を対象として、返済の必要のない「修学資金」の給付を行っています。 ホームページ http://www.douro-kouseikai.org/
---	--

○ 交通事故被害者（交通遺児）支援制度については、群馬県ホームページにも制度一覧が掲載されております。

（群馬県ホームページ <http://www.pref.gunma.jp/page/7471.html>）

2 税法上の救済制度

交通事故により、負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負った方、あるいは、配偶者と死別した方などには、所得税が減額される「所得控除」が認められる場合があります。

所得控除には、次のようなものがあります。

名 称	内 容
医 療 費 控 除	支払った医療費（その医療費を補てんするために支払いを受けた保険金等を除く。）の金額（一定額を超える部分に限る。）が控除されるもの
障 害 者 控 除	障害者の方に、27万円（重度の障害がある場合は40万円。以下同じ。）、扶養親族等が障害者である場合には、障害者の方一人につき27万円が控除されるもの
寡婦（寡夫）控除	夫と死別した妻（寡婦）又は妻と死別した一定の夫（寡夫）の方等に原則として27万円の控除額が認められるもの

※ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

群馬県内の税務署

前 橋 税務署	Tel (027) 224-4371
高 崎 税務署	Tel (027) 322-4711
藤 岡 税務署	Tel (0274) 22-0971
富 岡 税務署	Tel (0274) 63-2235
伊勢崎税務署	Tel (0270) 25-4045
館 林 税務署	Tel (0276) 72-4373
桐 生 税務署	Tel (0277) 22-3121
沼 田 税務署	Tel (0278) 22-2131
中之条税務署	Tel (0279) 75-3355

5 警察以外の相談窓口

被害者の方に対する援助については、官公庁や公的機関、その他各種の機関が相談窓口を開設しているほか、カウンセリングを受けることができます。

各種相談窓口

その関係機関を紹介しますので、参考にしてください。

名 称	内 容
県及び市などの 交通事故相談所	◇ 群馬県交通事故相談所 群馬県庁 20 階の群馬県道路管理課です。 電話 027-243-2511 月～金曜日(祝日を除く) 9:00 ～ 15:30 ◇ 高崎市交通事故相談所 高崎市役所 1 階の市民相談室(交通地域安全課)です。 電話 027-321-1231 毎週木曜日 9:00～12:00 13:00～16:00
(公財)日弁連交 通 事 故 相 談 センター	自動車事故における過失割合や保険金の支払についての トラブルに関する法律相談、損害賠償の交渉に関する示談 のあっ旋、脳損傷による高次脳機能障害に関する相談を無 料で受け付けております。 前橋市大手町 3-6-6 群馬弁護士会内 高崎市宮元町 298 勝ビル 1 階 群馬弁護士会高崎支部 太田市新井町 516-1 GSEビル 203 号室 群馬弁護士会太田支部 受付電話 027-234-9321 相談日、相談時間は、あらかじめ問い合わせからお出 かけください。
損害保険会社の 交通事故相談所	各損害保険会社の本店・支店・営業所内にあります。

(公財)交通事故 紛争処理セン ター	交通事故による被害者救済のために、和解のあっ旋や法律相談を嘱託弁護士が行っています。 本部は東京に、支部は札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡の各市にあります。 本部 電話 03-3346-1756
(一社)日本損害 保険協会「そん ぽADRセン ター」	全国11ヶ所に「そんぽADRセンター」を設置し、損害保険に関する一般的な相談に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援業務を行っています。 そんぽADRセンター 電話 0570-022808 (土・日・祝日・年末年始を除く) 9:15 ~ 17:00
交通安全協会の 交通事故相談所	県内各地区(警察署単位に設置)の「交通安全協会」内の交通事故相談窓口で受け付けております。
損害保険料率算 出機構自賠責損 害調査センター	自賠責損害調査センターにおいて、全国に地区本部、自賠責損害調査事務所を設置し、自賠責保険(共済)の損害調査を行っております。 高崎自賠責損害調査事務所 電話 027-333-1321
(一財)自賠責保 険・共済紛争処 理機構	公平中立で専門的な知見を有する弁護士、医師等で構成する紛争処理委員会が調停を行うものです。 電話 0120-159-700 (土・日・祝日・年末年始を除く) 9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00

カウンセリング

被害者の方の中には、強いショックを受け、不安でたまらなくなったり、気持ちをうまくコントロールできなくなったりする症状に悩まされる方がいます。

このような方に対して、資格を有する職員がカウンセリングを行うこともあります。

警察でも、関係機関を紹介しております。

【群馬県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体】 公益社団法人 被害者支援センターすてっぷぐんま

犯罪等の被害者及びその家族・遺族に対して、精神的ケアなどを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害者に理解と配慮をもって支援し、被害の回復や軽減に資することを目的とする支援団体です。

電話相談（無料）

電話 027-253-9991

相談日 ○ 毎週月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）

受付時間 ○ 午前10時～午後4時

FAX 027-253-9992

ホームページ <http://www.step-gunma.org>

Eメール suteppu.gunma90@world.ne.jp

面接相談・直接支援等（無料）

相談の対応、希望に応じた病院・検察庁・裁判所等への付き添いなどを行います。

〒371-0843

住所 群馬県前橋市新前橋町26番地7 ヤマコビル5階

